

林野庁における竹林整備及び竹材利用に係る対策(令和 7 年度)

➤竹林の整備及び竹材の利用について、国においては所有者や地域住民等が行う伐採等の竹林整備・加工機械・施設等の導入や、生産性向上・消費拡大に係る取組等への支援、FITによる利用面での制度措置などにより対策・支援を行っています。

林野庁における竹林整備及び竹材利用に係る対策

事業・制度名	内容	事業実施主体	担当課
森林整備事業	○人工林内に侵入した竹の伐採・除去、間伐等の施業と併せて行う周辺の森林を被圧しつつある竹林の整備を支援	都道府県、市町村、森林所有者、森林組合、森林整備法人等、森林経営計画の認定を受けた者等	整備課
里山林活性化による多面的機能発揮対策 (地域活動型(竹林資源活用))	○地域住民等が連携し竹林資源を活用する活動への支援 竹・雑草木の刈払い・伐採・集積・搬出・処理、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング、傷害保険等 ○上記活動に使用する以下の機材の購入・賃借料の支援 刈払機、チェーンソー、丸鋸、ウインチ、軽架線、チップパー、柵等構築物の資材、携帯型GPS機器、林内作業車、薪割り機、薪ストーブ、炭焼き小屋等	地域住民又は森林所有者等からなる3名以上の団体、地域の自治会、NPO法人等	森林利用課
森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち林業・木材産業循環成長対策	○特用林産物生産基盤、生産施設等整備の支援 竹林改良、作業道整備、チップパー、竹割機、竹粉製造機、結束機、乾燥施設、木質バイオマス利用促進施設等	都道府県、市町村、森林組合、農業協同組合、農事組合法人、林業者等の組織する団体等	経営課、木材利用課
木材需要の創出・輸出力強化対策のうち 国産特用林産物の国際競争強化・生産性向上対策	○需要拡大や生産性向上に向けたモデル的取組を支援	民間団体等	経営課
再生可能エネルギー FIT・FIP制度	○竹を含む木質バイオマスによる発電に対して、一定期間固定価格で電力を買取(FIT制度)、又は市場売電後に当該電気供給量にプレミアム単価を乗じた額を交付(FIP制度)		木材利用課

森林整備事業＜公共＞

【令和7年度予算額 125,565（125,370）百万円】
（令和6年度補正予算額 50,607百万円）

＜対策のポイント＞

森林吸収源の機能強化・国土強靱化に向けた、**間伐、主伐後の再造林、幹線となる林道の開設・改良等**の推進に加え、花粉発生源対策として**伐採・植替え、路網整備等**を推進します。

＜事業目標＞

- 森林吸収量の確保に向けた間伐の実施（45万ha〔令和3年度から令和12年度までの10年間の年平均〕）
- スギ花粉の発生量の削減（令和2年度比 約2割削減〔令和15年度まで〕、5割削減〔令和35年度まで〕）

＜事業の内容＞

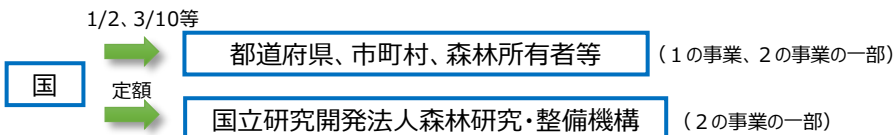
1. 間伐や再造林、路網整備等

- ① 省力化・低コスト化を進めつつ、**間伐や再造林等の適切な森林整備**を推進します。
- ② **林業適地等における林道の開設・改良等**を推進します。
- ③ 花粉発生源対策として**伐採・植替え、路網整備等**を支援します。

2. 豪雨・台風等による被害を受けた森林等の整備、林道の強靱化

- ① 豪雨・台風等による被害を受けた森林や奥地水源林、**重要インフラ施設周辺の森林等**について、**公的主体による復旧・整備**を推進します。
- ② 林道の強靱化に向け、防災上重要な**幹線林道の開設・改良・機能回復**や**林道施設の老朽化対策**を推進します。

＜事業の流れ＞



※ 国有林においては、直轄で実施

＜事業イメージ＞

間伐や再造林、路網整備等

＜林業適地等における対応＞

低コスト造林による
再造林面積の確保

路網整備の推進により
再造林等を後押し

森林資源の
適正な管理

公益的機能の持続的発揮

＜花粉発生源対策＞

伐採・植替えの一貫作業等や林業専用道の開設・改良を支援



一貫作業の実施



林業専用道の改良（のり面）



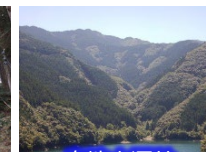
豪雨・台風等による被害を受けた森林等の整備、林道の強靱化

重要インフラ施設周辺の森林や奥地水源林等について、公的主体による復旧・整備を推進

防災上重要な幹線林道について、排水施設の整備等の機能回復を支援



道路に近接する森林



奥地水源林



簡易な排水施設の整備



【お問い合わせ先】 林野庁整備課（03-6744-2303）

＜対策のポイント＞

林業事業体による経営管理がされにくい、二次林や人工林等が混在する地域に身近な里山林の整備を促進し、森林の多面的機能の発揮や山村集落の維持・活性化を図るため、**里山林の整備・活用に取り組む組織（山村活かし隊）の確保・育成、「半林半X」※も含めた活動の実践を支援**します。
※「半林半X」とは、他の仕事でも収入を得ながら、アイデアと技術を活かして、地域の森林資源から収入を得ることにより生計を立てるライフスタイル。

＜事業目標＞

登録後5年以上継続的に活動している山村活かし隊の割合（70%〔令和11年度〕）

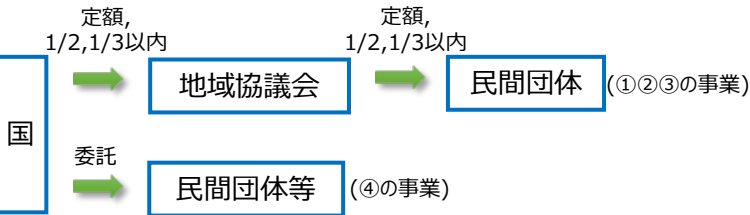
＜事業の内容＞

里山林活性化による多面的機能発揮対策

林業事業体による経営管理がされにくい里山林の整備・活用を通じて、山村集落の維持・活性化を図るため、

- ① 里山林の整備・活用に取り組む「山村活かし隊」に関する説明会・体験会の開催、安全な作業技術の習得の支援
- ② 集落活動等として、集落周辺の里山林を活用する取組の支援
- ③ 「半林半X」等を含め、点在する人工林を本格活用する取組の支援
- ④ 山村活かし隊の活動成果の評価検証等を実施します。

＜事業の流れ＞



確保

育成

実践

＜事業イメージ＞

- 里山林の整備・活用に関心のある地域住民等に対して、説明会や活動体験会を開催
- 里山林の整備・活用の実践に取り組みたい者に対する安全対策や施業技術等に関する講習等の実施
- 山村活かし隊が行う里山林の整備・活用の実践支援

地域活動型



地域住民等が連携し森林資源を活用する活動への支援

最大12.0万円/ha



地域住民等が連携し竹林資源を活用する活動への支援

最大33.2万円/ha

複業実践型



半林半X等により本格的に森林資源を活用する活動への支援

最大19.1万円/ha

上記活動に必要な路網の作設・改修、資機材の整備、関係人口の受入環境整備・調整、その他集落活動への支援アドバイザーの派遣等による活動サポート



森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち
林業・木材産業循環成長対策

【令和7年度予算額 6,186,326 (6,510,953) 千円】
(令和6年度補正予算額(林業・木材産業国際競争力強化総合対策の一部) 11,647,300千円)
(令和6年度補正予算額(花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策) 5,634,710千円の内数)

＜対策のポイント＞

林業・木材産業によるグリーン成長に向け、**林業の生産基盤の強化**や**再造林の低コスト化**を図るとともに、**木材需要の拡大**及び**木材需要に的確に対応できる安定的かつ持続可能な供給体制の構築**を支援します。

＜事業目標＞

国産材の供給・利用量の増加（34百万m³ [令和5年] → 42百万m³ [令和12年まで]）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 循環型資源基盤整備強化対策等

循環型林業の推進に向け、**搬出間伐の実施や路網整備、再造林の低コスト化等の取組を一体的に支援**するとともに、**高性能林業機械の導入、エリートツリー等の原種増産技術の開発や苗木の生産技術向上等の取組**を支援します。

○循環型資源基盤整備強化対策

- ・間伐材生産 ・路網整備 ・低コスト再造林対策
- ・コンテナ苗生産基盤施設等の整備

○高性能林業機械の導入 ○森林整備地域活動支援対策

○林業の多様な担い手の育成 ○山村地域の防災・減災対策

○森林総合利用対策 ○森林資源保全対策 ○優良種苗生産推進対策

2. 木材需要拡大・木材産業基盤強化対策

木材需要の拡大及び**木材産業の基盤強化**に資する、**公共建築物等の木造・木質化、木材加工流通施設の整備等**を支援します。

川 上：森林組合、素材生産事業者、自伐林家等

林業・木材産業によるグリーン成長に向けた
川上から川下までの総合的な取組

川 中：製材事業者、合板事業者等

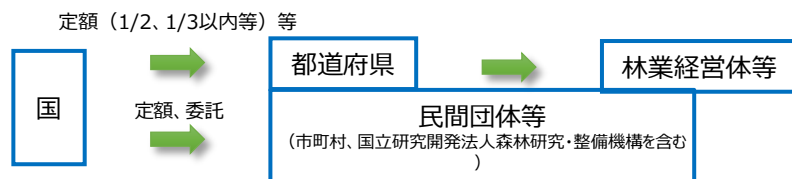
川 下：木材需要者

(関連事業)

燃油・資材の森林由来資源への転換等対策

＜事業の流れ＞

【令和6年度補正予算額】1,700,048千円



※ 国有林においては、直轄で実施

○木材需要拡大・木材産業基盤強化対策

- ・木材加工流通施設等の整備 ・木質バイオマス利用促進施設の整備
- ・特用林産振興施設等の整備 ・公共建築物等の木造・木質化

【お問い合わせ先】 林野庁計画課 (03-6744-2082)

<対策のポイント>

地域経済で重要な役割を果たす**特用林産物の生産基盤の整備**を支援するとともに、**生産・加工流通の施設整備**を支援します。

<事業の内容>

1. 特用林産物生産基盤整備

伝統工芸品の原料としても重要な特用樹林（コウゾ・ミツマタ・漆等）などの造成、山菜等の発生環境整備、ほだ場造成等を支援します。

2. 特用林産物生産・加工流通施設整備

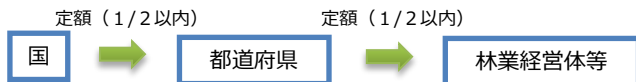
特用林産物の生産性向上や品質確保を図るため、生産施設や加工・貯蔵施設の整備等を支援します。

また、支援にあたり、**地震等自然災害への対策として、耐震施設の整備や止水板の設置等、園芸施設共済等の加入に取り組む事業者への優先採択（ポイント化）**を設定します。

<事業実施主体>

森林組合、農事組合法人、きのこ原木等生産者等

<事業の流れ>



<事業イメージ>

生産基盤整備



漆林の造成



ほだ場の造成（しいたけ）

生産・加工流通施設整備



人工ほだ場の整備



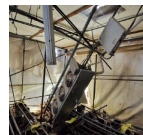
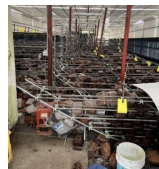
菌床しいたけ栽培施設の整備



しいたけ出荷施設の整備

拡充内容

- **令和6年能登半島地震により、特用林産物関連施設に甚大な被害が発生し、災害に強い施設整備の実施が急務**
- 国内での**安定的なきのこの生産体制の構築**のためにも、特に**菌床きのこの栽培施設の耐震補強が重要**



【菌床栽培棚の倒壊等（地震）】 【菌床栽培施設に浸水・土砂流入（豪雨）】

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち
木材需要の創出・輸出力強化対策

【令和7年度予算額 250,151 (298,089) 千円】
(令和6年度補正予算額 (林業・木材産業国際競争力強化総合対策の一部) 350,000千円)
(令和6年度補正予算額 (花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策) 5,634,710千円の内数)

<対策のポイント>

非住宅建築物等における木材利用促進、木質バイオマスの利用環境整備、CLT等の輸出の促進、木材利用の普及啓発の推進、特用林産物の競争力強化等による木材需要の拡大を支援するとともに、合法伐採木材等の流通及び利用の促進を図るための支援等を行います。

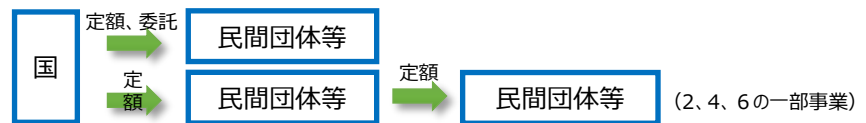
<事業目標>

国産材の供給・利用量の増加 (34百万m³ [令和5年] → 42百万m³ [令和12年まで])

<事業の内容>

- 1. 非住宅建築物等木材利用促進事業** 32,604千円
地域協議会等に対する専門家派遣等の技術的サポート等を支援します。
- 2. 木質バイオマス利用環境整備事業** 90,351千円
利用が低位な林地残材の活用を更に促進するための環境整備の取組を支援するとともに、「地域内エコシステム」の普及に向けた取組を支援します。
- 3. 木材製品輸出拡大実行戦略推進事業** 20,000千円
CLT、構造用集成材等の販売力強化のための協議会設立、協議会による海外市場のテストマーケティングの実践・分析、関係者への普及啓発等を支援します。
- 4. 「クリーンウッド」実施支援事業** 52,848千円
事業者による合法性確認の取組の支援、専門委員会の設置、違法伐採関連情報等の提供を実施します。
- 5. ウッド・チェンジ拡大促進支援事業** 28,000千円
国産材需要の拡大に向けて、ウッド・チェンジを促進するため、日本の森林資源の循環利用に資する木材利用の意義への認知向上等、普及啓発を推進します。
- 6. 特用林産物の国際競争力強化・生産性向上対策事業** 26,348千円
特用林産物の生産性向上・新商品開発等の先進的取組や優良事例の情報提供、輸出先国のニーズ等の情報収集等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

専門家派遣

企業、木材コーディネーター、行政等が参画する地域協議会に対する技術的サポート等を支援

林地残材の利用環境の整備、「地域内エコシステム」の普及を支援

専門家等を構成員とする輸出協議会の設立

テストマーケティング（ニーズ、商流等把握）の実践・分析、関係者への普及啓発等を支援

情報提供サイト

木材関連事業者に対する研修等の実施を支援

各種イベントの開催やブース出展

Webコンテンツの制作と情報発信

輸出先国の情報収集

【お問い合わせ先】 (1～5の事業) 林野庁木材利用課 (03-6744-2120)
(6の事業) 経営課 (03-3502-8059)

特用林産物の国際競争力強化・生産性向上対策事業（継続）

【令和7年度予算額 26,348（31,242）千円】

<対策のポイント>

特用林産物の国際競争力強化を図るため、**特用林産物の国内の需要拡大や生産性向上、輸出拡大等に向けた取り組み**を支援します。

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 特用林産物の需要拡大・生産性向上

1. 特用林産物の需要拡大・生産性向上

- ① 特用林産物の販路拡大、生産体制の省力化等に資する**優良事例の収集・情報提供**を支援
- ② 新技術の採用による生産性向上や事業の多角化、新商品の開発による需要の拡大等の**生産者の先進的な取り組みや、取り組みの成果の普及**を支援



AIを活用した椎茸の選別



アシストスーツによる軽労化



特用林産物を活用した事業の多角化

2. 特用林産物の国際競争力強化

2. 特用林産物の国際競争力強化

- ① 輸出産地づくりに向けた生産者団体間の連携強化
- ② 輸出先国におけるニーズの把握並びに衛生管理、プラスチック包装及び表示に係る**法令の情報収集**

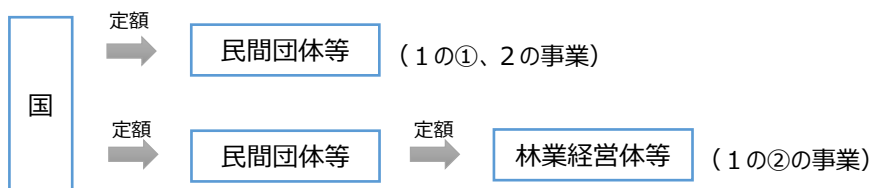


輸出先国のニーズ把握



輸出先国の規制等に関する情報収集

<事業の流れ>



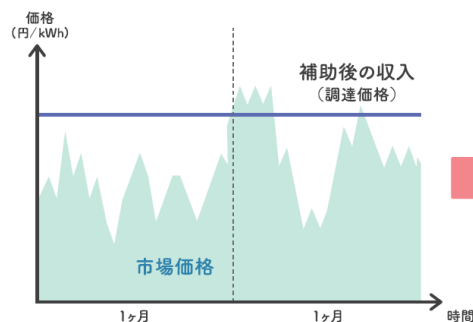
【お問い合わせ先】 林野庁経営課（03-3502-8059）

制度措置(FIT・FIP制度)

FIT制度

価格が一定で、
収入はいつ発電しても同じ

- ③ 需要ピーク時(市場価格が高い)に
供給量を増やすインセンティブなし

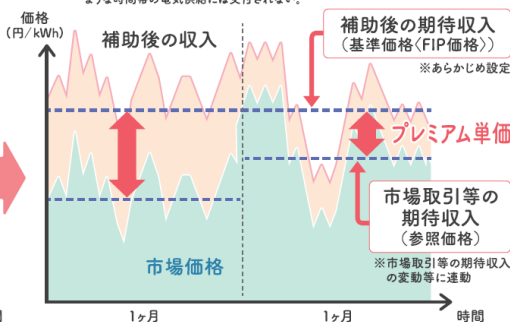


FIP制度

補助額(プレミアム)が一定で、
収入は市場価格に連動

- ③ 需要ピーク時(市場価格が高い時)に蓄電池の活用などで
供給量を増やすインセンティブあり

※プレミアムは、参照価格に連動して1ヶ月ごとに更新され、また、出力制御が発生する
ような時間帯の電気供給には交付されない。



基準価格 - 参照価格 = **プレミアム単価**

調達価格・基準価格及び調達期間・交付期間(令和7年度、令和8年度)

バイオマス	未利用木材 (2,000kW未満)	未利用木材 (2,000kW以上)	一般木材 ※10,000kW 以上は入札	建設資材廃 棄物
調達価格・ 基準価格※1	40円/kWh	32円/kWh	24円/kWh	13円/kWh
調達期間・ 交付期間※2	20年間	20年間	20年間	20年間

※1 FIT制度は税を加えた額が調達価格、FIP制度は基準価格

※2 FIT制度であれば調達期間、FIP制度であれば交付期間

木質バイオマス

(令和7年度)

- ・ 50kW未満はFIT制度、1,000kW以上はFIP制度。
- ・ 上記以外はFIT制度又はFIP制度を選択可能。

(令和8年度)

- ・ 50kW未満はFIT制度、1,000kW以上はFIP制度。
- ・ 上記以外はFIT制度又はFIP制度を選択可能。

区分

該当する主な木質バイオマス
(竹由来のものを含む)

間伐材等由
来の木質バイ
オマス

＜木質バイオ
マス証明ガイ
ドラインに準拠
した証明・分別
管理が必要＞

① 間伐材
目的樹種の健全な成長を図るための伐採に
よるもの(侵入竹を含む)

② ①以外の方法により伐採された木材
以下のア～ウから伐採等される木材が対象
ア 森林経営計画対象森林
イ 保安林・保安施設地区
ウ 国有林野施業実施計画対象森林

一般木質バイ
オマス

＜木質バイオ
マス証明ガイ
ドラインに準拠
した証明・分別
管理が必要＞

① 製材等残材

② その他由来の証明が可能な木材
ア 森林からの伐採木材
(上記の「間伐材等由来の木質バイオマ
ス」に該当しない木材、竹、輸入材)
イ 伐採届等を必要としない木材等
(果樹剪定枝、ダム流木 等)

建設資材廃
棄物

建設工事に係る資材の再資源化等に関する
法律(平成十二年法律第百四号)第2条第
2項に規定する建設資材廃棄物

木質バイオマス証明ガイドラインに基づく由来の
証明のない木材、竹についても、この区分が適用
される。